

高压ガス容器賃貸借契約書

本契約者は高压ガスの販売に伴って生ずる高压ガス容器の貸借と、その管理に関して

消費者 _____ (以下甲という)と

供給者 _____ (以下乙という)との間に於いて、次の通り契約を締結する。

第1条 甲は、高压ガスの消費に必要な高压ガス容器（以下容器という）を乙より、高压ガス納品の都度必要本数を借り受ける。

第2条 甲は乙より下記のとおり貸与を受けようとする容器、本数を概ね想定し、これに対して下記の保証金（以下、預かり保証金という）を乙に差し入れる。

_____ 本 金 _____ 円

第3条 甲は、乙より借り受けた容器に関し、善良な管理者の注意をもって、高压ガス保安法や容器保安対策指針および労働安全衛生法等の関連規定に従い責任を持って管理し、甲乙共に末尾に記載の「高压ガスを供給する容器に係わる注意事項及び手続き（参考資料9）」を遵守する。また受渡しから引取りまでの貸与期間中、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。

第4条 甲は、乙より借り受けた容器について、故意、過失の如何にかかわらず、紛失、損傷、その他使用に耐えざる状態、又は返還することが不可能な状態が生じた時は、甲はただちに乙に連絡して、別途定める弁償金を支払うものとする。容器に付属するバルブやその部品等を紛失、破損した時もその相当金額を弁償支払うものとする。

第5条 容器の無償貸与期間を六ヶ月とし、その後は容器が乙に返還されるまで、甲は乙に下記に定めた容器使用料を支払う。

_____ 容器1本につき、1日あたり 金 _____ 円

第6条 甲は、乙より借り受けてから1ヶ年以上経過した容器については、残量の有無にかかわらず安全確保のためこれを乙に返還する。

第7条 甲が容器を占有している期間、残量に関わらず、乙の保安上の判断により撤収することがある。乙は適宜口頭または書面により、甲にその理由を説明する義務を負うが、甲は乙に対して、容器及び高压ガスが撤収されたことによる損失が発生した場合も、なんらの請求も行わない。

第8条 甲が借り受けている容器に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。

第9条 容器の再検査費用及び公租公課については乙の負担とする。

第10条 預かり保証金は甲が乙の請求に応じない場合、容器の弁償金・未払いの容器使用料に充当する。

第11条 本契約の有効期間は契約締結の日から3年間とする。但し、有効期間満了の3ヶ月前までに甲乙双方または 方より異議の申出がない場合は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第12条 本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲(借主) 住 所
名 称
代表者

印

乙(貸主) 住 所
名 称
代表者

印

高圧ガス容器管理委託契約書

代理登録の依頼者名： _____ (以下「甲」という。)は、

代理登録を行うものの名： _____ (以下「乙」という。)との間に、
 甲の所有する高圧ガス容器(液化石油ガス以外のガスを充てんするもの、以下容器という。)について、下記
 に示す高圧ガス保安法容器保安規則第10条第5項〔保安上支障がないものとして細目告示に定める方式(容
 器所有者登録制度等)をもって、法に定める容器所有者の表示とすることができる。〕の規定に基づく、容器
 所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号の高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)への登録と管理およ
 び廃棄、また登録記号番号(_____)の打刻について、下記の通り契約する。

- 第1条 甲は、甲の所有する容器番号 _____ の容器に対し、以下に定める内容ののっとり
 管理委託契約を締結する。
- 第2条 乙は甲より管理を委託された容器に対し、契約締結時及び契約の更新ごとに当該容器の状態を確
 認するとともに、充てんを行って充填圧力に耐えうることを証明し、付与した刻印を施し、ある
 いは減失していないことを確認する。甲はこの安全確認に関わる充てん、およびこれに付随する
 容器再検査のために乙が必要とする期間、容器を乙に預けることを了承した。
- 第3条 甲は、乙に管理委託した容器に充てんされた高圧ガスを甲の業務などに用いることができる。こ
 のとき甲は善良な管理者の立場をもって、高圧ガス保安法および労働安全衛生法等の規定に従い、
 甲乙共に末尾に記載の「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項及び手続き」を遵守する。ま
 た甲の管理下にある間、当該容器に接続する付属設備、消費設備については、容器とともに日常
 点検と年間の確認を行って安全を担保し、その使用上の一切の責任は甲が負うものとする。
- 第4条 紛失、または盗難の被害にあった時は、甲はただちに乙に連絡して、本契約を解除するとともに、
 故意、過失の如何にかかわらず、乙に損害が生じた場合は、甲は乙に対しその損害を賠償する。
- 第5条 本契約が解除されたときは、甲は所有する高圧ガス容器に打刻されている乙の登録記号番号を、
 遅滞なく抹消し、他の方法により適正な表示に代えたことを乙に報告する義務を有する。
- 第6条 甲は、容器を占有する期間、当該容器が本契約によって管理委託された容器であり、常に契約内
 容が履行されるよう容器自体に契約の存在を明示しておかなければならない。
- 第7条 甲の事由により、乙が契約容器を預かる場合には、安全のためガスを放出して1MPa以下に内
 圧を落としたり、容器とバルブを個別に保管するなどの措置を講ずる場合がある。また、甲はそ
 の容器の管理料として1か月あたり容器の購入代金の1割を乙の請求に応じて支払うものとする。
- 第8条 容器に起因する事故や事件等で民事責任が発生した場合、責任はすべて管理者である甲が負う。
- 第9条 甲は、容器の管理委託料として、金 _____ を乙に契約開始および更新時に支払うものとする。
- 第10条 容器の刻印、再検査費用、自然劣化により交換する付属設備、及び公租公課は甲の負担とする。
- 第11条 甲が、当該容器を廃棄するときには、乙に依頼してこれを行う。乙が指定する方法によって行わ
 れる廃棄に必要な費用は、甲が負担する。
- 第12条 本契約は締結の日から発効し、その有効期間は乙から甲への最終引渡しから1ヶ年とする。内容
 に変更のある場合は期限の2ヶ月前に申し出、甲乙が誠意を持って協議する。変更の申出のない
 場合は、本内容を持って契約を更新し、その後も同様とする。
- 第13条 本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲(依頼主)	住所		
	名称		
	代表者		印
乙(委託先)	住所		
	名称		
	代表者		印

最終充填記録

--	--	--	--

容器による高圧ガス供給の保安協定書

消費者名称： _____ (以下「甲」という。)は、

供給者名称： _____ (以下「乙」という。)との間に、甲の所有する高圧ガス容器(高圧ガス保安法第41条に規定する容器で、高圧ガスが充てんされていないものも含む。以下単に「容器」という。)による高圧ガスの供給において、その責任の範囲について下記の通り協定する。

- 第1条 乙は、甲が所有する容器に対し、本協定の更新毎に、当該容器の状態を確認するとともに、充てんを行って充填圧力に耐えうる性能のあることを証明する。甲は、充てんおよびこれに付随する容器再検査のために、乙が必要とする期間、容器を乙に預けることを了承した。
- 第2条 甲は、善良な高圧ガス管理者の立場をもって、高圧ガス保安法および労働安全衛生法等の関係する法令と兵庫県容器保安対策指針の規定に従い、責任を持って運用管理し、甲乙共に末尾に記載の「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項及び手続き(参考資料9)」を遵守する。また受渡しから引取りまでの貸与期間中、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。
- 第3条 乙が、なんらかの理由で甲の容器を預かる場合、安全のため充てんされたガスを放出して1MPa未満に内圧を落としたり、容器とバルブを個別に保管するなどの措置を講ずる場合がある。
- 第4条 容器が甲乙それぞれの管理下にある間、当該容器の使用上の一切の責任は、その時点の管理者が負うもので、甲の容器に起因する事故あるいは事件等により民事責任が発生した場合、その責任はすべて管理者が負うものとする。
- 第5条 容器の刻印、再検査費用、磨耗や破損などにより交換する付属設備及び公租公課は甲の負担とする。
- 第6条 甲が、当該容器を廃棄するときには、乙に依頼してこれを行う。乙が指定する方法によって行われる廃棄に必要となる費用は、甲が負担する。
- 第7条 本協定は締結の日から発効し、その有効期間は各々の容器について最終充てん日より1ヶ年とする。内容に変更のある場合は期限の2ヶ月前に申し出、甲乙が誠意を持って協議する。変更の申出のない場合は、第一条の定める充てんを行い、本内容をもって協定を更新し、その後も同様とする。
- 第8条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲および乙は誠意を持って協議する。また、本協定の範囲以外の手段で供給を行われた場合に、その手段ごとに別の協定や契約の類がある場合はその定めに従うものとする。

以上本協定締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲(依頼主) 住所
名称
代表者 印

乙(委託先) 住所
名称
代表者 印

高圧ガス容器等 年間貸借契約書

高圧ガス容器(以下容器という)の貸借と、その管理に関して

(甲) _____と(乙) _____とは次の通り契約を締結する。

第1条(前提): 甲は乙と契約した高圧ガス容器(以下、容器および充填された高圧ガスをあわせて「高圧ガス容器等」と称する)等を乙から一年間借受けるものとし、第三者に売却・貸与・譲渡してできない。

第2条(保証金): 甲は乙より借受ける容器のガス名、容量、本数を記入し、下記の保証金を乙に預託する。

第3条(管理責任): 甲は、乙より借り受けた容器に関し、善良な管理者の注意をもって、高圧ガス保安法や容器保安管理指針および労働安全衛生法等の関連規定に従い責任を持って管理し、甲乙共に末尾に記載の「高圧ガスを供給する容器に関わる注意事項及び手続き」を遵守する。また借受けから返還までの期間中、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。

第4条(返却): 甲は借受けの日から1年経過後、ただちに高圧ガス容器等を乙に返還する。このとき、高圧ガス容器等について、甲は所有権を主張しない。

第5条(使用料): 容器の使用料は、ガス種および納品時に確約した充填量により個別に乙が定める価格表に基づいて年間の支払い額を決定し、これを乙の指定する方法(銀行自動引落し)で、__ヶ月ごとに分割して支払う。ただし甲が希望する場合、年間一括で前払いすることも可能とする。

第6条(弁償義務): 甲は、借受けた容器について、故意、過失の如何にかかわらず、紛失、損傷、その他使用又は返還できない状態が生じた時はただちに乙に連絡し、契約を解除するものとする。また、容器及び容器に付属するバルブやその部品等を紛失、破損した時もその相当金額を弁償支払うものとする。

第7条(民事責任): 甲が借り受けている高圧ガス容器等に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。

第8条(乙の責任): 乙は容器の法定に基づく耐圧再検査を行い、その費用及び公租公課を負担すると共に高圧ガス保安法に定められた、販売の基準を充足した容器を提供するものとする。

第9条(保証金の扱い) 甲は借用容器に対する下記の保証金を無利息で乙に預け、甲乙の取引終了時、債権債務の完済により乙は甲に返還する。甲が契約に基づく乙の請求に応じない場合、充当できるものとする。

第10条(契約期間): 本契約は下記の契約年月日から有効とし、有効期間は1ヶ年とする。内容に変更のある場合は期限の2ヶ月前に申し出て甲乙協議する。変更の申出のない場合は、さらに1カ年延長しその後も同様とする。甲乙間に、過去別途の取決め事項があった場合、全て本契約書に更新されるものとする。

第11条(契約解除と約定外項目): 甲が本契約を期間中に解除した場合は、高圧ガス容器等を直ちに返却するとともに、契約した年間の支払い代金の残額を精算する。また本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成	年	月	日			保証金 _____
	甲(使用者)		住所			
			名称			
			代表者			印
	乙(提供者)		住所			
			名称			
			代表者			印

契約容器 ガス名・容量・本数明細

「高圧ガスを供給する容器に係わる注意事項及び手続き」

- その1 甲は、高圧ガス容器として本来の目的以外に使用してはならない等、メーカーや販売店等から配布された取扱上の注意事項に反した危険な使い方はしない。また、容器に接続する付属設備、消費設備等については、容器とともに日常点検を行って安全を担保する
- その2 占有する容器は、盗難防止に心がけて常に所在の確認に努め、特に容器を甲の管理する構内より持ち出す場合には、容器管理台帳(持ち出し用)等により管理を行う。万が一、紛失あるいは盗難の被害にあった場合、及び漏洩や火災などの災害や、容器自身が危険な状態になったときなどは、直ちに乙に連絡し、適宜事故届けを警察又は都道府県に提出する。
- その3 甲は、容器の管理のため容器受払責任者を選任し、その立会いの下、容器の授受の確認を乙の納入者と共に行う。
- その4 容器の管理などにおいて、乙が保安指導を行った場合は、甲はただちに対処し、安全を確保する。
- その5 高圧ガス納入時に容器を引き渡す際、甲は、乙作成の容器固有記号番号を記した伝票に、甲が受領した証として署名又は捺印し、乙は容器の引き取り時に、受け渡される容器の固有記号番号を記した容器返却伝票を、乙が受けとった証として甲に対して発行する。
- その6 容器の受け渡しの際、乙によって発行される伝票等書面を甲乙両者が当該容器引渡しの日より2年間以上保存して後日の証とする。
- その7 甲は、乙が高圧ガスの供給のために用いた容器について、その高圧ガス消費終了後は速やかに乙に引き渡すとともに、当面使用しない容器は、安全確保のため乙と打ち合わせて対処する。
- その8 甲は、乙の法的義務である保安台帳の作成および更新に協力し、乙から受けた保安に関する情報を従事者に周知するとともに、乙の保安上の指導に対し速やかに改善、安全確保してその対応を報告する。さらに乙の指定する講習会などに適宜参加し、その情報をもとに教育を行う。
- その9 甲は乙から容器の滞留情報(以下容器調書という)を受け取った場合に、その情報を元に甲が占有する容器と照合し、お互いの情報に相違がないことを確認し、情報と実態になんらかの問題があった場合は直ちに乙に連絡し、これを解決する。
- その10 甲は「その9」で照合し問題ないと確認した場合にも、受領した容器調書を「その5」の伝票類とあわせて保存する。
- その11 容器および容器に接続して使用する付属設備類は、ガスに対して適正なものを使用し、定期的な安全確認を行って、老朽化に対応、あるいは製造元などが推奨する使用期限内のオーバーホールや交換を徹底する。
- その12 乙が甲に対して高圧ガスを供給するために使用した容器について、その容器の所在において甲乙に意見の相違があった場合の証明は、「その6」で定めた伝票保存の期間、「その5」の容器の授受時に取り交わした伝票等書面にもとづき、責任において証明する。
- その13 乙が占有する期間であっても、ガスの残量に関わらず、甲が管理している容器を保安上の判断により持ち帰って点検することができる。このとき乙は甲に対して、事前または事後に、必要に応じて口頭または書面において、理由を説明する義務を負う。しかし甲はその内容の如何に関わらず、乙に対して、容器及び内容物である高圧ガスが持ち帰られたことによって損失が発生した場合も、なんらの請求も行わず、容器に残っていたガスに対する所有権を主張してはならない。